

学校法人土佐リハ学院寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人土佐リハ学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知県高知市大津乙2500番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間の自立と共生に心を配る人材を、育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 土佐リハビリテーションカレッジ
医療専門課程

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人以上
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人以上
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）

及び評議員若しくは役員配偶者又は三親等以内の親族以外の者とし、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止すること

ができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大

な事実があることを発見したときは、これを高知県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、

議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した出席理事2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「議長があらかじめ指名した出席理事」とあるのは、「議長があらかじめ指名した出席評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併

- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以上
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人以上
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人以上
 - (4) 土佐リハビリテーションカレッジ後援会の会長に在る者 1人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）

を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬等)

第36条 役員に対して、別に定める役員報酬等支給規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 高知県知事の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては高知県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては高知県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て高知県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、高知県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人土佐リハ学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(顧問)

第46条 この法人に、顧問を置くことが出来る。

顧問の任期は、役員、評議員と同じ期間とし、必要に応じ理事長が会議に招集するものとする。

- 2 そのほか、必要な事項は別に定める。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（平成15年3月27日）から施行する。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（平成19年1月26日）から施行する。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（平成19年4月23日）から施行する。

附則1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（平成21年8月11日）から施行する。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（平成27年7月9日）から施行する。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（平成30年1月25日）から施行する。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（令和元年10月18日）から施行する。

附則1 この寄附行為は、高知県知事の認可の日（令和2年5月11日）から施行し、令和2年4月1日から適用する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) <u>高知健康科学大学 健康科学部 リハビリテーション学科</u></p> <p>(2) 土佐リハビリテーションカレッジ 医療専門課程</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>5人以上8人以下</u></p> <p>(2) 監事 <u>2人以上3人以下</u></p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>学長</u></p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 <u>1人以上2人以下</u></p> <p>(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 <u>2人以上6人以下</u></p> <p>(専務理事)</p> <p><u>第14条 この法人に専務理事を置くことができる。理事長は、理事の過半数の議決により理事のうち1人を専務理事とする。専務理事の職を解任するときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 専務理事は、理事長の業務を補佐して業務全般を統括し、理事長に事故があるとき、又は理事長不在のときは、その業務を代理し、その職務を行う。</u></p> <p>(監事の職務)</p> <p>第15条 監事は、次の各号に掲げる職務</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 土佐リハビリテーションカレッジ 医療専門課程</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 5人以上</p> <p>(2) 監事 2人以上</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長</p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人以上</p> <p>(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人以上</p> <p>(理事長職務の代理等)</p> <p>第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第15条 監事は、次の各号に掲げる職務</p>

<p>を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務を監査すること (2) この法人の財産の状況を監査すること (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。 (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。 <p>(評議員の選任)</p> <p>第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 <u>3人以上7人以下</u> (2) この法人の設置する学校を卒業した者で25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 <u>2人以上4人以下</u> (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 <u>3人以上</u> 	<p>を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務を監査すること (2) この法人の財産の状況を監査すること (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを高知県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。 (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。 <p>(評議員の選任)</p> <p>第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以上 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人以上 (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人以上
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><u>7人以下</u></p> <p>(4) <u>高知健康科学大学後援会</u>の会長に在る者 1人</p> <p><u>(情報の公表)</u></p> <p><u>第36条</u> この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p><u>(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容</u></p> <p><u>(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容</u></p> <p><u>(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容</u></p> <p><u>(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準</u></p> <p>(役員報酬等)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>(解散)</p> <p><u>第40条</u> この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議</p>	<p>(4) 土佐リハビリテーションカレッジ後援会の会長に在る者 1人</p> <p>(新設)</p> <p>(役員報酬等)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>(解散)</p> <p><u>第39条</u> この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>文部科学大臣</u>の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者)</p> <p><u>第41条</u> (略)</p> <p>(合併)</p> <p><u>第42条</u> この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><u>第43条</u> この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければならない。</p> <p>(書類及び帳簿の備付)</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p>(公告の方法)</p>	<p>決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) 高知県知事の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては高知県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては高知県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>(合併)</p> <p><u>第41条</u> この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て高知県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><u>第42条</u> この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、高知県知事に届け出なければならない。</p> <p>(書類及び帳簿の備付)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p> <p>(公告の方法)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><u>第45条</u> (略)</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第46条</u> (略)</p> <p>(顧問)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>理事長 大崎 博澄</u></p> <p><u>理 事 宮本 謙三</u></p> <p><u>理 事 鶴見 隆正</u></p> <p><u>理 事 中澤 清一</u></p> <p><u>理 事 清藤 真司</u></p> <p><u>理 事 小田切 泰禎</u></p> <p><u>理 事 宮口 英樹</u></p> <p><u>監 事 竹内 淳</u></p> <p><u>監 事 有岡 正博</u></p> <p><u>2. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p><u>第44条</u> (略)</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p>(顧問)</p> <p><u>第46条</u> (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		4 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	合 計
	分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		-	-	-	-	-	-	-
	施設	基準内	-	196,464	184,977	-	-	-	381,441
		基準外	-	-	-	-	-	-	-
	設備	図書	-	1,000	1,000	1,000	-	-	3,000
		校具・備品	-	28,885	57,120	8,397	-	-	94,402
	小 計		0	226,349	243,097	9,397	0	0	478,843
新設校の開設年度の経常経費					279,300			279,300	
合 計			0	226,349	522,397	9,397	0	0	758,143
既設校からの 転共用	施設	基準内	357,983 千円						
		基準外	45,151 千円						
	設備	図書	68,955 千円						
		校具・校具・備品	7,777 千円						

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
運営基金引当特定資産	550,000千円	令和4年度までに学納金等帰属収入から組入れられた運営基金引当特定資産552,428千円のうち550,000千円を財源に充当。
現金預金	208,143千円	令和4年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金330,876千円のうち208,143千円を財源に充当
合 計	758,143千円	

(注)

- 1 第2号基本金から財源充当する場合には、組入計画表を添付すること。
- 2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売買契約書等の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。

財産目録総括表

科目	年度	R3(2021)年度末 (開設年度から3年前の年度)	R4(2022)年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (R5(2023)年3月31日)
一 基本財産		1,729,497 千円	1,548,255 千円	1,548,255 千円
二 運用財産		991,692 千円	1,188,216 千円	1,188,216 千円
三 負債額		215,638 千円	201,118 千円	201,118 千円
四 基本財産+運用財産		2,721,189 千円	2,736,471 千円	2,736,471 千円
五 純資産(四-三)		2,505,550 千円	2,535,353 千円	2,535,353 千円

令和4(2022)年度 貸借対照表

令和5年3月31日

資産の部

(単位：円)

科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	2,403,306,106	2,419,888,180	-16,582,074
有形固定資産	1,548,255,225	1,729,497,030	-181,241,805
特定資産	691,453,741	687,834,466	3,619,275
その他の固定資産	163,597,140	2,556,684	161,040,456
流動資産	333,164,894	301,300,672	31,864,222
資産の部合計	2,736,471,000	2,721,188,852	15,282,148

負債の部

科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	139,024,915	145,409,880	-6,384,965
流動負債	62,093,181	70,228,482	-8,135,301
負債の部合計	201,118,096	215,638,362	-14,520,266

純資産の部

科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	1,989,990,269	2,160,343,279	-170,353,010
第1号基本金	1,967,990,269	2,138,343,279	-170,353,010
第4号基本金	22,000,000	22,000,000	0
翌年度繰越収支差額	545,362,635	345,207,211	200,155,424
純資産の部合計	2,535,352,904	2,505,550,490	29,802,414
負債の部、純資産の部合計	2,736,471,000	2,721,188,852	15,282,148

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和5年度	講義棟 大講義室 照明設備の改修	照明LED化(31台)	令和5年12月～令和6年3月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	講義棟 3・4階 トイレの改修	トイレ設備改修(9台)	令和5年12月～令和6年3月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	講義棟 エレベーター リニューアル改修	エレベーター(1基)	令和5年12月～令和6年3月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	講義棟 柱壁鉄部補修 (改修)	講義棟南北柱(大) (4個所)	令和5年3月6日～令和5年4月3日 (完了)	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	講義棟 柱壁鉄部補修 (改修)	各棟柱(小) (32個所)	令和5年3月6日～令和5年4月3日 (完了)	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	屋根外壁塗装工事 (改修)	管理棟～講義棟連絡通路 屋根塗装(70㎡) 外壁支柱塗装(160㎡)	令和5年3月6日～令和5年4月3日 (完了)	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	講義棟 教室内部壁 塗装の補修(改修)	壁・窓枠塗装(8教室)	令和5年12月1日～令和6年3月31日	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和5年度	校名看板取替え 工事(改修)	講義棟(2箇所) 玄関入口(1箇所)	令和5年12月1日～令和6年3月31日	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	情報演習室 リニューアル 内装工事 (改修)	天井(130㎡) 壁面(120㎡) 床面(130㎡)	令和5年5月19日～令和5年5月31日 (完了)	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	高知健康科学大学 図書館棟・研究棟増築	図書館棟(468㎡) 研究棟(202㎡)	令和5年12月着工 令和6年9月完成予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	管理棟校舎2階空調設備 更新(追加改修)	大会議室(1台) 小会議室(1台) 理事長室(1台)	令和5年5月22日～令和5年5月23日 (完了)	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	健康科学部リハビリテーション 学科設置に係る図書の購入	一般図書 60冊 専門図書 59冊	①令和5年7月購入予定 ②令和5年10月購入予定 ③令和6年1月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	大講義室 AV機器システム (一式)の購入	レーザー式プロジェク ター(1台)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	中講義室 音声機器 (一式)の購入	音声分配器(2台)・ USBオーディオインター フェース(2台)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	情報演習室 什器 (一式)の購入	テーブル等67台 植栽5個	令和5年5月29日～令和5年5月31日 (完了)	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	義肢装具 備品① (一式)の購入	走行用義足パーツ(1種) 体験用ソケット(1式)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和5年度	義肢装具 備品② (一式)の購入	装具(1式)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用
令和5年度	水治療室備品 (一式)の購入	教具(10台)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用
令和5年度	理学療法教具① (一式)の購入	教具(一式)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用
令和5年度	作業療法教具① (一式)の購入	教具(一式)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 作業療法学専攻専用
令和5年度	研究室備品 (一式)の購入	備品(171点)	令和5年12月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	既図書室パーテーション等 改修工事(改修)	既図書室→教員用研究 室(21.5㎡)	令和6年8月着工 令和6年10月完成予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	管理棟 1・2階 トイレの改修	トイレ設備改修(4台)	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和5年度	実習棟 1・2階 トイレの改修	トイレ設備改修(4台)	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	実習棟 食堂・食堂前スペース 照明設備の改修	照明LED化(53台)	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和6年度	講義棟 教室 照明設備の改修	照明LED化(248本)	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	講義棟 実習室 照明設備の改修	照明LED化(294本)	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	管理棟 2階会議室 内装工事 (壁・床)	壁 180㎡ 床 173㎡	令和6年4月中に完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	実習棟 1階食堂・渡り廊下 内装工事 (床等)	床 118㎡ 巾木 25枚	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	実習棟 外装工事	コーキング補修等	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	講義棟 外装工事	外壁補修等	令和6年8月～令和6年9月までに完了	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	健康科学部リハビリテーション 学科設置に係る図書の購入	一般図書 101冊 専門図書 107冊	①令和6年7月購入予定 ②令和6年10月購入予定 ③令和7年1月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	新図書館 什器の購入	書架・家具 20台 開架 30セット	令和6年9月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	基礎医学教室・研究棟関連機材 の購入	実験器具等720点	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和6年度	ADL室 備品（一式） の購入	ADLキッチン(1台)	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 作業療法学専攻専用
令和6年度	物療室備品（一式） の購入	教具(2台)	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用
令和6年度	理学療法教具②（一式） の購入	教具(一式)	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用
令和6年度	作業療法教具②(一式) の購入	教具(3台)	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 作業療法学専攻専用
令和6年度	OA機器（一式）の購入	備品(12点)	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和6年度	理学療法教具⑤の購入	教具(一式)	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用
令和6年度	学生支援室用 OA機器の購入	備品(1点)	令和6年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和7年度	健康科学部リハビリテーション 学科設置に係る図書の購入	一般図書 100冊 専門図書 106冊	①令和7年7月購入予定 ②令和7年10月購入予定 ③令和8年1月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和7年度	理学療法教具③（一式） の購入	教具(一式)	令和7年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和7年度	理学療法教具④（一式） の購入	教具（一式）	令和7年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻専用
令和7年度	セミナー室備品（一式） の購入	備品（5点）	令和7年4月購入予定	リハビリテーション学科 理学療法学専攻・作業療法学専攻共用
令和8年度	該当なし	—	—	—
令和9年度	該当なし	—	—	—

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度(令和6年度)	2年目(令和7年度)	3年目(令和8年度)	完成年度(令和9年度)
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		103,600	190,400	284,200	385,000
手数料収入		3,000	3,600	4,200	4,800
寄付金収入		5,000	5,000	5,000	5,000
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		60,200	60,200	60,200	60,200
その他の収入		289,500	54,900	45,500	45,500
資金収入調整勘定		-60,200	-60,200	-60,200	-60,200
前年度繰越支払資金		59,600	-100,900	-189,400	-221,200
収入の部合計		460,700	153,000	149,500	219,100

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開設年度(令和6年度)	2年目(令和7年度)	3年目(令和8年度)	完成年度(令和9年度)
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		194,000	209,200	223,800	224,800
教育研究経費支出		30,300	35,800	51,000	69,200
管理経費支出		32,500	31,700	32,200	34,700
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		185,000	0	0	0
設備関係支出		61,000	9,400	3,000	4,000
資産運用支出		10,800	8,300	12,700	8,700
その他の支出		49,000	49,000	49,000	49,000
[予備費]		3,000	3,000	3,000	3,000
資金支出調整勘定		-4,000	-4,000	-4,000	-4,000
翌年度繰越支払資金		-100,900	-189,400	-221,200	-170,300
支出の部合計		460,700	153,000	149,500	219,100

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度(令和6年度)	2年目(令和7年度)	3年目(令和8年度)	完成年度(令和9年度)
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	103,600	190,400	284,200	385,000
		手数料	3,000	3,600	4,200	4,800
		寄付金	5,000	5,000	5,000	5,000
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	0	0	0	0
		教育活動収入 計	111,600	199,000	293,400	394,800
	支出	人件費	205,000	217,500	236,500	233,500
		教育研究経費	41,300	70,800	86,000	110,200
		管理経費	33,000	32,300	33,100	35,900
徴収不能額等		0	0	0	0	
	教育活動支出 計	279,300	320,600	355,600	379,600	
	教育活動収支差額	-167,700	-121,600	-62,200	15,200	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	0	0	
	経常収支差額	-167,700	-121,600	-62,200	15,200	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
	特別支出 計	0	0	0	0	
	特別収支差額	0	0	0	0	
	[予備費]	3,000	3,000	3,000	3,000	
	基本金組入前当年度収支差額	-170,700	-124,600	-65,200	12,200	
	基本金組入額合計	246,000	9,400	3,000	4,000	
	当年度収支差額	-416,700	-134,000	-68,200	8,200	
	前年度繰越収支差額	-229,600	-646,300	-780,300	-848,500	
	基本金取崩額	0	0	0	0	
	翌年度繰越収支差額	-646,300	-780,300	-848,500	-840,300	

(参考)

事業活動収入 計	111,600	199,000	293,400	394,800
事業活動支出 計	279,300	320,600	355,600	379,600